



金沢市公報

第3167号の2

令和6年(2024年)12月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ	
●告 示		
○自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	1	○地縁による団体の告示された事項の変更について (都市計画課) 6
○自転車等を撤去し、保管したことについて () 2		○都市計画の変更について (都市計画課) 6
○建築工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について (監理課) 3		○市道の区域の変更について (道路管理課) 6
○令和3年告示第131号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について (文化財保護課) 5		○道路の供用の開始について () 7
○町及び字の区域の変更について (市民協働推進課) 6		●公告
		○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の締結について (都市計画課) 7
		○土地区画整理事業の換地処分について (市街地再生課) 10
		●消防局公告
		○消防車のサイレンの使用について (消防総務課) 10

告 示

●金沢市告示第318号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月23日

金沢市長 村 山 卓

1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

- 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営表参道自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場

- 金沢市営香林坊自転車駐車場
 金沢市営柿木畠自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場
 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場
 金沢市営武蔵自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
 金沢市営豊町自転車駐車場
 金沢市営此花町自転車駐車場
 金沢市営豊町第2暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 自転車 89台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 令和6年11月1日から同月30日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 金沢市二口町二24番地5
 公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 日時 令和6年12月24日から令和7年3月23日まで
 午前10時から午後7時まで
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第319号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月23日

金沢市長 村 山 阜

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
扇町3丁目地内	自 転 車	1台
扇町5丁目地内	自 転 車	1台
米丸町地内	自 転 車	1台
木倉町地内	自 転 車	1台
泉野町4丁目地内	自 転 車	1台
片町2丁目地内	自 転 車	3台
粟崎町地内	自 転 車	1台
金石本町地内	自 転 車	1台
広岡1丁目地内	自 転 車	1台
新神田2丁目地内	自 転 車	1台
大豆田本町地内	自 転 車	1台
長町1丁目地内	自 転 車	3台
普正寺町地内	自 転 車	1台
吉原町地内	自 転 車	1台

法島町地内	自転車	1台
豊町地内	自転車	1台
橋場町地内	自転車	1台

2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

令和6年11月1日から同月30日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

令和6年12月24日から令和7年6月23日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第320号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の時期、申請の方法等について、同令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）並びに金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、令和7年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、令和4年告示第309号（建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）は、令和7年3月31日限り廃止します。

令和6年12月23日

金沢市長 村山卓

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者等

1 入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当する者とします。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受け、かつ、同法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査を受けている者

(2) 次のア又はイのいずれにも該当しない者

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて競争入札に参加させないとされた者のうち、当該期間を経過しない者

(3) 第4に規定する資格審査申請書の提出日までに納期限の到来した市税及び提出日の1か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。）を完納している者

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を営む事業主にあっては、同法第7条の規定によるその雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったことの届出を行っている者
- (6) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主にあっては、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者
- (7) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主にあっては、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者
- 2 入札参加資格の審査に係る申請ができる建設工事共同企業体（2以上の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成される共同企業体をいう。以下同じ。）は、その構成員の全てが第1の規定による入札参加資格の決定を受けた者又は第4の規定による資格審査申請書を提出した者であるものとします。

第3 入札参加資格の審査事項

- 1 入札参加資格の審査は、次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項について行うものとします。
 - (1) 本市内に主たる営業所を有する者 客観的事項及び主観的事項
 - (2) 本市外に主たる営業所を有する者 客観的事項
- 2 客観的事項は、建設業法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査項目及び審査基準によるものとします。
- 3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。
 - (1) 工事成績評点
 - (2) 指名停止状況
 - (3) 優良建設工事の表彰実績
 - (4) ISO及びエコアクション21の取得状況
 - (5) 本市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況
 - (6) 本市との除排雪委託契約の契約状況
 - (7) 次世代育成支援策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況及び同法第13条に規定する基準に適合する一般事業主である旨の認定状況
 - (8) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条に規定する一般事業主行動計画の届出状況及び同法第9条に規定する基準に適合する一般事業主である旨の認定状況
 - (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者の雇用状況
 - (10) 金沢市消防団協力事業所の認定状況
 - (11) 保護観察対象者等の協力雇用主としての登録状況
 - (12) 建設キャリアアップシステムの事業者としての登録状況

第4 入札参加資格の審査の申請

- 1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、令和7年1月4日から同年2月28日までに資格審査申請書を市長に提出してください。
- 2 建設工事共同企業体については、その都度市長が定める期間内に資格審査申請書を市長に提出してください。
- 3 市長がやむを得ないと認める場合は、1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつた者でも、1の規定にかかわらず、隨時資格審査申請書を提出することができます。
- 4 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、2に該当する場合及び市長がやむを得ないと認める場合は、その都度市長が定める日とします。
 - (1) 客観的事項 令和6年10月1日の直前の営業年度の終了の日
 - (2) 主観的事項 令和6年12月31日
- 5 資格審査申請書には、次の区分により書類を添付してください。

書類番号	添付書類	本市内に主たる営業所を有する者	本市外に主たる営業所を有する者
------	------	-----------------	-----------------

1	総合評定値通知書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	許可通知書又は許可証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	委任状	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	国税に係る納税証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5	主觀的事項に関する調査票	<input type="radio"/>	—
6	営業所一覧表	—	<input type="radio"/>
7	役員の兼務及び資本関係調書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

備考

- 1 ○印を付した項目に該当する書類について、提出を要するものとします。ただし、書類番号3に掲げる書類については、競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限り、提出を要するものとします。
- 2 書類の様式は、それぞれ発行する官公署等において定められた様式によるものとします。

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2又は3の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 第2の1の(1)又は2の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

- 1 廃止前の令和4年告示第309号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。
- 2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

●金沢市告示第321号

令和3年告示第131号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正します。

令和6年12月23日

金沢市長 村 山 卓

表中

民俗芸能	なむとせぶし 南無とせ節		金沢市戸水1丁目376番地 南無とせ節保存会	指定平成19年12月 3日
				認定平成19年12月 3日
名勝	にしきていえん 西家庭園		金沢市長町3丁目1番57号 西 孝雄他4名	指定平成19年12月 3日

を

民俗芸能	なむとせぶし 南無とせ節		金沢市戸水1丁目376番地 南無とせ節保存会	指定平成19年12月 3日
				認定平成19年12月 3日

に

改める。

●金沢市告示第322号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により町及び字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示し、令和6年12月24日から効力を有するものとします。

令和6年12月23日

金沢市長 村 山 卓

変更後の町及び字		左の区域に変更される従前の区域			
町	字	町	字	地	番
南広岡町	ハ	長田本町	チ	25の2、26の2、27の2、28の3、61の各一部、29の1、60の1、75	

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

●金沢市告示第323号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月23日

金沢市長 村 山 卓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
東蚊爪町会	主たる事務所の所在地	金沢市東蚊爪町ホ29番地	金沢市東蚊爪町ホ21番地1	令和6年 12月2日

●金沢市告示第324号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和6年12月23日

金沢市長 村 山 卓

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備考
金沢都市計画 ごみ処理場	金沢市糸田新町の一部	金沢市 都市整備局 都市計画課	1号西部リサイクルプラザ

●金沢市告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和6年12月23日から令和7年1月6日まで一般の縦覧に供します。

令和6年12月23日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路線名	区間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一級幹線	1級幹線83号	松村5丁目35番2先から	旧	5.2～6.9	31.8
	二ツ寺・藤江線	松村5丁目35番4先まで	新	5.6～7.2	31.8
一般市道	大徳21号	松村5丁目35番1先から	旧	3.6～4.1	23.7
	松村5丁目線15号	松村5丁目35番2先まで	新	5.0	23.7

●金沢市告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和6年12月23日から令和7年1月6日まで一般の縦覧に供します。

令和6年12月23日

金沢市長 村山卓

路線名	区間	供用開始日
1級幹線83号	松村5丁目35番2先から	令和6年12月23日
二ツ寺・藤江線	松村5丁目35番4先まで	
大徳21号	松村5丁目35番1先から	令和6年12月23日
松村5丁目線15号	松村5丁目35番2先まで	

公 告

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年12月23日

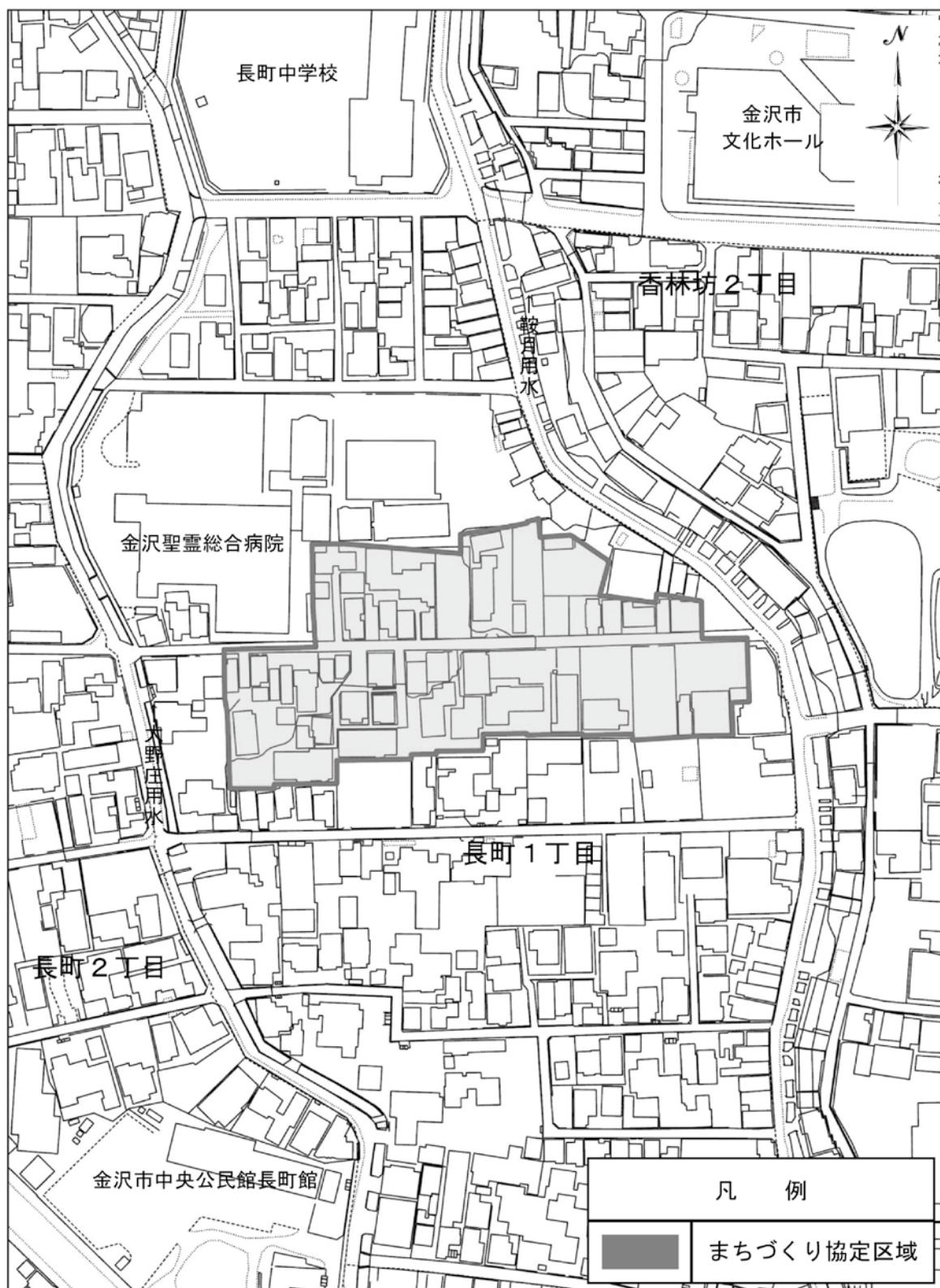
金沢市長 村山卓

- 1 協定を締結した相手方
四親会地区の住民等
- 2 協定を締結した年月日
令和6年12月19日
- 3 協定番号
46
- 4 協定の名称
四親会地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	四親会地区まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域	長町1丁目の一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約1.3ha
まちづくりの目標	わがまちは、安心・喜び、受け継がれ。 世代間、支えられたり、支えたり。 城下町、笑顔で言葉を、交わすまち。

まちづくりの方針		まちづくりの目標の実現にむけて、以下をまちづくりの方針とする。 (1) 平和、安心、安全、快適で、多世代が生活したくなるまちづくり (2) 協力し合い、助け合い、できる、しやすいまちづくり (3) 歴史ある地区に誇りを持ちつつ、良い人間関係を築き上げられるまちづくり
その他住み良いまちづくりを推進するため必要な事項		次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。 (1) 畜舎、葬儀場 (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が1,500m ² を超えるもの (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの (4) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項（旅館・ホテル営業）及び第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供するもの (5) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供するもの
建築物等の用途の制限		新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する場合も含む。）は、事前に町会に連絡しなければならない。
土地利用等の制限		(1) 地域において実施される地域活動等に積極的に参加及び協力するなど、良好な近隣関係の醸成に努める。 (2) 路上で喫煙並びにたばこ及びゴミのポイ捨てをしないよう努める。 (3) 定期的に美化清掃に努める。 (4) 悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。 (5) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講ずるよう努める。 (6) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組むよう努める。 (7) 地震等災害時においては、地域住民協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。
その他の		

四親会地区まちづくり協定区域図



土地区画整理事業法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年12月23日

金沢市長 村山 卓

- 1 土地区画整理事業の名称
金沢市長田本町地区画整理事業
- 2 施行者の名称
株式会社アクティブ中央サービス
- 3 換地処分の年月日
令和6年11月13日
- 4 換地処分の内容
令和6年11月1日付け市再第82号をもって認可した換地計画のとおり

消防局公告

金沢市消防出初式を実施するため、次により消防車のサイレンを使用します。

令和6年12月23日

金沢市消防長 藏義広

場所 彦三町交差点～武藏交差点～上堤町交差点

日時 令和7年1月5日（日）午前9時から午前11時まで